

こ～ぶなごみの杜桜ヶ丘ショートステイ (短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人こ～ぶ福祉会が開設するこ～ぶなごみの杜桜ヶ丘ショートステイ（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態、又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、居宅要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画及び短期入所生活介護計画に基づく日常生活上の介護等を行うことにより、ご契約者の心身の機能維持、並びにご契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスの提供を行う。

- 1 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供に努めるものとする。
- 2 事業を運営するに当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 こ～ぶなごみの杜桜ヶ丘ショートステイ
- 2 所在地 仙台市青葉区水の森3丁目40番20号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び介護者の相談及び援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

- 3 介護職員又は看護師若しくは准看護師

利用者3人につき1名人以上(常勤換算)

※うち1人は常勤(利用定員が20人未満の併設事業所を除く)

介護職員は、介護予防短期入所生活介護計画書及び短期入所生活介護計画に基づく利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な介助を行う。看護師は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための医師の指示により適切な措置を行う。

4 栄養士 1名以上

栄養士は、利用者の身体状況及び嗜好を考慮して、栄養管理及び食事の提供を行う。

5 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(指定短期入所生活介護、および介護予防短期入所生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は2ユニット(1ユニット10名)合算で20名とする。

(指定短期入所生活介護、および介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 施設長は利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、事業の提供の開始前から終了後に至るまでの、利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービス提供にあたる他の職員と協議の上、サービスの目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況など利用者の心身の状況を踏まえつつ、日常生活に必要な援助を行う。
- 3 それぞれの利用者について、短期入所生活介護に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

(指定短期入所生活介護の利用料その他の費用)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスである時は、負担割合証記載の額とする。別紙参照【重要事項説明書へ記載】

- 1 介護報酬改正及び、当施設におけるサービス提供体制の変更により、利用料金(自己負担額)が変更になる場合があります。
- 2 「特定入所者生活サービス費」制度について

イ) 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定書を受けている場合には、下記の表に記載している額とする。

ロ) 負担限度額認定書は利用の際に提示するものとする。

| 利用者負担段階 | 食費(日額) | | 滞在費(日額) | |
|---------|--------|--------|-----------------------|--------|
| | 基準費用額 | 負担限度額 | 基準費用額 | 負担限度額 |
| 第1段階 | 1,445円 | 300円 | ユニット型 個室 2,500円 | 820円 |
| 第2段階 | | 600円 | | 820円 |
| 第3段階① | | 1,000円 | | 1,310円 |
| 第3段階② | | 1,300円 | | 1,310円 |
| 第4段階 | | 2,130円 | | 2,500円 |

ハ) 通常の指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅介護支援サービス費用基準額を超える費用

ニ) 食費

| | 朝食 | 昼食 | 夕食 | 累計 |
|----|------|------|------|--------|
| 金額 | 500円 | 830円 | 800円 | 2,130円 |

ホ) 滞在費（居住費） 1日 2,500円

へ) 通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。別紙参照
【介護保険の給付対象とならないサービス料金表に記載】

ト) その他事業の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、別紙の「介護保険の給付対象とならないサービス料金表」のとおりとする。

・前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得る。

チ) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 無料 |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 当日の利用料金の10% (自己負担相当額) |

但し、ご契約者の体調不良等やむを得ない場合には、この限りではありません。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は仙台市の区域とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第9条 利用者がサービス提供を受ける場合は次の事項をまもらなければならない

- 1 利用者は身体及び身の回りの清潔、健康の保持に努める
- 2 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合等には、事故の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- 3 利用者は、事業所や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。
- 4 外出などは施設長の承認を得る。
- 5 利用者は、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。また火災予防に努める。
- 6 事業者は、利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者とその家族との協議により、施設、設備の利用方法を決定するものとする。

(緊急時等における対応)

第10条 生活相談員、看護職、介護職等の職員はサービス提供中に、利用者の状態に急変その他の緊急事態が生じた時は速やかに家族、主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は救急搬送等の処置を講ずるものとする。また、介護職員、生活相談員等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。なお、家族緊急連絡先、主治医連絡先を記載した緊急時対応利用者名簿を作成し事業所に保管する。

(非常災害)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に年2回避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他の運営に関する留意事項)

第12条 事業所は職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 1 職員は業務上知り得た利用者又はその家族に関する情報を第三者に洩らさない。
- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人こーぷ福祉会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護事業サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口（第三者委員）を設置する等の必要な措置を講じます。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。

3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護事業サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定

により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

5 事業所は、指定短期入所生活介護事業サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告します。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

(記録の整備)

第15条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとします。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護事業サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- (1) 指定短期入所生活介護事業サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

附則

本規程は理事会で改廃する。

この規程は、2016年11月15日から施行する。

この規程は、2018年1月4日から施行する。

この規程は、2018年5月19日から施行する。

この規程は、2019年5月1日から施行する（職員体制、利用料金の変更）。

この規程は、2019年5月25日から施行する（職員体制、第三者委員の変更）。

この規程は、2019年10月1日から施行する（消費税変更に伴う食事料金の変更と食事料金表示の変更）。

この規程は、2021年9月1日から施行する（職員の員数を職種名、負担限度額食費負担額の変更）。

この規程は、2023年7月1日から施行する（食事代の変更、苦情処理の内容の変更、虐待防止に関する事項、記録の整備の項目の追加）。

この規程は、2025年4月1日から施行する（食費と食費表記の変更）。